

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名： 株式会社 村上開明堂
代表者名： 取締役社長 武藤忠義
（コード番号：7292 東証第 2 部）
問合せ先： 常務取締役 小川忠彦
電話番号： 054 - 286 - 2161

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 63 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、公告閲覧の利便性向上、公告費削減を図るため、現行定款第 4 条(公告の方法)について所要の変更を行なうものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行なうものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の招集地を明確にするため、変更案第 15 条(招集地)を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行なうことができるよう、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行なうことができるよう、変更案第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を招聘できるよう、変更案第 36 条(社外監査役の責任限定)を新設するものであります。

上記のほか、会社法施行に伴い必要となる規定の加除、修正および移設ならびに条数の変更など、全般に亘って所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以 上

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. ガラス、鏡、住宅設備機器、合成樹脂、建築材料の加工および販売</u></p> <p><u>2. 自動車部品、鏡、光学ガラス、電気・電子・光学機器部品の製造および販売</u></p> <p><u>3. 建築土木工事の設計、施工および監理</u></p> <p><u>4. 不動産の賃貸、管理および駐車場の経営</u></p> <p><u>5. 前各号に関連する技術指導ならびに前各号に関連する発明、考案、デザイン、ノウハウ、技術情報の開発、売買および供与</u></p> <p><u>6. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>7. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を静岡市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 自動車部品、鏡、光学ガラス、電気・電子・光学機器部品の製造および販売</u></p> <p><u>(2) ガラス、鏡、住宅設備機器、合成樹脂、建築材料の加工および販売</u></p> <p><u>(3)</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、<u>2,990万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は、2,990万株とする。</u></p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u> (以下「単元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 10 条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u> (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 株券の種類および株式の名義書換、その他株式に関する取扱については、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社の株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第12条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> (新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを行なう。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり) <u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>(招集地)</u></p> <p>第15条 <u>当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u> (招集権者および議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 <u>株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、その就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第18条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>取締役会は、取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p><u>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役会の招集権者および議長)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第20条 取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 <u>取締役会の運営については、法令または定款に定めのない事項は、取締役会の決議により定める</u>取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第24条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める</u>取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任<u>決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>その就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 <u>監査役は互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第28条 <u>監査役会の運営</u>については、法令または定款に<u>定める事項</u>のほか監査役会<u>の定める</u>監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の<u>報酬および退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項</u>は、法令または<u>本定款のほか、監査役会において定める</u>監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の<u>報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度)</p> <p>第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの<u>年1期</u>とし営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利 益 配 当 金)</p> <p>第31条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の<u>最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し</u>、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配 当 金 等 の 除 斥 期 間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p>	<p>(社 外 監 査 役 の 責 任 免 除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日)</p> <p>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を<u>基準日として中間配当を</u>することができる。</p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の<u>期末配当金</u>および中間配当金には、利息を付けない。</p>

以 上